

車いす専用車貸出事業

豊明市社会福祉協議会では、車いす専用車の貸出事業を行っています。

◎事業の目的について

車いす利用者の日常生活の便宜、社会参加の促進が主な目的です。

◎利用できる人について

豊明市内在住の車いす利用者およびその家族と市内の社会福祉施設が送迎時を除き、車いす利用者が同乗する場合のみ利用できます。

ただし、運転手は使用日に満79歳以下の方に限ります。

◎利用するために必要な手続き

利用登録申請を行う必要があります。手続きは車いす利用者、または運転をする方が行えます。（運転される方の運転免許証、または免許証のコピーをお持ちください。1年以上利用が無い場合は再度利用登録申請をお願い致します。）

◎費用負担について

燃料費および車両維持費一部負担として10km毎に**300円**負担していただきます。10km未満の端数距離はすべて繰り上げて10kmとして計算します。

◎事故について

万が一交通事故が起きた場合は、ただちに負傷者を救護すると共に警察に連絡し、当会及び当会と契約がある保険会社に連絡し、利用者の責任において事故の処理の終結に至るまで、一切の処理をお願いします。修理については当会と利用者が話し合いの上処置をします。

◎利用予約と利用期間について

利用日の1ヶ月前から来館、または電話での予約を受け付けています。利用期間は連続で3日以内となっています（2泊3日の旅行等にも利用できます）。貸出・返却時間が早朝、夜間または協議会の休業日の場合は利用期間の前後1日を追加することもできます。利用目的に制限を設けていないので通院だけでなく買物、外食、旅行等にもご利用ください。

◎ドライブレコーダーについて

貸出車にはドライブレコーダーが設置されています。運転中は必ず録画状態での運転をお願いします。また録画された内容は当会の判断により第三者に開示することがあります。故意に故障させたり、明らかな過失が認められる場合は弁償費を請求することがあります。

《問合せ先》

社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会（総合福祉会館内）

豊明市新田町吉池 18 番地 3

Tel 0562-93-5051 Fax0562-93-3880

窓口開所時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:45～17:15

（祝祭日・12月29日～1月3日を除く）



車いす専用車ご利用の皆様へ

車いす専用車貸出事業からのお願い

豊明市社会福祉協議会では、車いす利用されている方の日常生活の便宜、社会参加の促進を目的として事業を実施しています。

皆様方におかれましては、交通安全に留意し利用していただいていることと存じます。万が一、車両を傷つけてしまわれた場合は、必ず、返却時に申出でしていただきますようお願いいたします。

【貸出時及び返却時の注意】

- ・車両乗られる前に、周りを1周していただき、傷等の有無の確認をしてください。
- ・職員から伝達のない傷がありましたら、出発前に職員へお知らせください。
- ・返却時、車両の周りを1周していただき、出発前になかった傷等がありましたら、報告してください。
- ・万が一、車両を傷つけた場合や事故にあわれた場合は、必ず申し出てください。
- ・車いす専用車の利用期間中に生じた損害賠償等の責任は、原則、ご利用されている方が負担するものとしています。



この活動は『赤い羽根共同募金』
の助成を受けて実施しています